

下水道

3号公共下水道事業について

Q

- 次の2点について伺う。
- 現在までの進捗状況について
 - 今後の見通しについて

A

- 点目について、3号区域を下水道で処理するにあたり、町として単独処理が困難と判断された中で、流域の編入も含めて検討する組織として神奈川県小田原市、箱根町の3者による事務レベルでの検討会を平成13年12月に発足した。

検討会は、平成16年3月までに計9回開催され、流域下水道への編入が最も適切な案であることが確認されたとともに、計画幹線ルート、計画汚水量について検討を重ねてきた。そして、最終幹線ルート案を選定し、計画汚水量については、箱根町分約9,100m³/日最大と、小田原市分の汚水量を流域へ編入する計画とした。

現在は、酒匂川流域下水道連絡協議会のメンバーである3市6町に箱根の編入を投げかけをしている状況である。また、事務レベルで協議を行つてきりとした方

いすれにしても、下水道事業は多額の費用と長い年月が必要なことから、町にとっても大変重要な事業であると認識をしており、現在町の財政状況が大変厳しいことは周知のとおりであるが、財源の確保や既存の第1号、第2号の事業計画等を含めた下水道事業全体の将来計画等、長期計画の中で、進めなければならぬと考えている。

なお、早川は観光地箱根にとっても大変重要な観光資源であり、だれもが川に親しめる環境は、重要であると私も認識している。また、観光地を流れる川がきれいであつてほしいと願つていて。

厚生労働者は、国民が支えある制度だから、安易に保険料の減免はできないという方針であるが、箱根町では条例や要綱に基づき、年度途中において被災した場合や著しく収入が減少した場合、あるいは世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方などに減免を行つていている。

また、利用料の減免については、平成14年4月から町独自に低所得者の負担軽減をする制度として、介護保険サービス利用者負担助成事業を実

施している。

Q

- 次の2点について伺う。
- 当町で実施している保険料、利用料の減免制度について、さらには低所得に適用すべきとのことです。拡大する考えは現在のところないが、全国の市町村で間で軽減措置に不均衡が生じていいことから、統一的に公平な運営を図るためにも、法制度化された軽減措置の明確な位置づけをしていただきよう。引き続き強く国、県へ要望していくまことに考えていく。

A

- 点目について、介護保険料については、介護保険料を設定しており、所得が低い場合には保険料負担が低くなる仕組みとなっている。

厚生労働者は、国民が支えある制度だから、安易に保険料の減免はできないという方針であるが、箱根町では条例や要綱に基づき、年度途中において被災した場合や著しく収入が減少した場合、あるいは世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方などに減免を行つていている。

また、利用料の減免については、平成14年4月から町独自に低所得者の負担軽減をする制度として、介護保険サービス利用者負担助成事業を実

施している。

ある小田原保健福祉事務所との連携を密にしていくとともに、窓口における納付相談の際の相談員へ制度の徹底を図るなど、適切に対応していきたいたと考えている。

長介護

安心できる介護保険制度を



厚生労働者は、国民が支えある制度だから、安易に保険料の減免はできないという方針であるが、箱根町では条例や要綱に基づき、年度途中において被災した場合や著しく収入が減少した場合、あるいは世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方などに減免を行つていている。

また、利用料の減免については、平成14年4月から町独自に低所得者の負担軽減をする制度として、介護保険サービス利用者負担助成事業を実